

軽自動車の車検(継続検査)時に 納税証明書の提出が原則不要になります

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム(軽JNKSS)が運用されています。これまでは軽三輪、軽四輪のみ対象でしたが、令和7年1月からすべての軽自動車を対象になります。

これにより軽自動車の車検(継続検査)時に納税証明書の提出が原則不要になります。

これに伴い、今年度からは軽自動車税の納税証明書送付を廃止します。

なお、納税証明書が必要な方に対しては引き続き、税務課で発行します(手数料無料)。

申請には車の標識番号と車台番号の下4桁の記入が必要です。

*軽JNKSSの詳細は地方税共同機構ホームページを「確認してください」。

地方税共同機構
ホームページ



車検時に 納税証明書の提出が必要な場合

- ・軽自動車税を納付後すぐに車検を受ける場合(軽JNKSSのシステムに反映するまで3週間ほどかかることがあります)
 - ・令和7年1月までに二輪の小型自動車(250cc以上)の車検を受ける場合
 - ・他の市区町村へ引っ越しされた直後に車検を受ける場合
 - ・中古車購入直後の場合
 - ・車検を受ける車両に軽自動車税の未納がある場合(未納分を納付後、納税証明書の発行ができません)
- *以上の理由に該当しないにも関わらず軽JNKSSに登録されていない場合など、「不明なことがあります」ありましたら担当へお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)の減免について

4月1日現在、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、要件に該当する級以上の障がい有する方が所有する軽自動車(原動機付自転車含む)は、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

申請される方は、次の必要書類をそろえて役場税務課で手続きを行ってください。

《申請に必要な書類》

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 運転免許証
- ③ 自動車検査証(4月1日現在、使用者および所有者欄に登録がある者が障がい者本人であること)
- ④ 納税通知書・納付書(5月上旬に郵送します。ただし、口座振替の方は納付書がありません。)
- ⑤ 軽自動車税(種別割)減免申請書
- ⑥ 生計同一・常時介護証明書

※③身体障がい者等が年齢18歳未満の身体障がい者である場合または知的障がい者、精神障がい者である場合には身体障がい者等と生計を一にする者の所有する軽自動車等を含みます。

※⑥身体障がい者等本人以外の家族等の方が運転される場合に必要です。

※⑤軽自動車税減免申請書および生計同一・常時介護証明書の用紙は税務課でお渡しします。

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税(種別割)の減免に係る現況報告書」(税務課より送付)の提出により継続して減免申請ができます。(郵送による提出も可能です。)

詳細については、事前に税務課までお問い合わせください。

《受付期限》

納税通知書到着後から令和6年5月24日(金)まで(納期限7日前)
※土日祝および受付期限後の申請は受け付けられません。

◆問い合わせ先 税務課 収納担当 ☎0748-5216570

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎0748-5216570



水道料金を引き下げます



水道料金改定による口径別比較表(2か月あたり)

口径	基本料金(消費税別)		
	基本水量	現行料金	改定料金
13mm	10㎡まで	3,200円	2,500円
20mm	20㎡まで	6,400円	5,000円
25mm	60㎡まで	13,200円	改定なし
30mm	100㎡まで	24,000円	
40mm	220㎡まで	59,200円	
50mm	500㎡まで	144,000円	
75mm	800㎡まで	230,400円	
100mm	1400㎡まで	403,200円	

日野町の上水道料金は、本年6月検針分より、口径13mm、20mmの基本料金を20%あまり引き下げます。

今後も、能率的で健全な経営を維持し、適正な料金水準に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

超過料金は変更ありません。

◆問い合わせ先 上下水道課 上水道担当 ☎0748-52-6576

町営住宅入居者募集

令和6年度第1回町営住宅入居者募集についてお知らせします。

募集期間

5月7日(火)～5月24日(金)

募集団地

- ・第1内池団地(内池150番地)
- ・平成14年築(木造2階建)2DK 1戸
- ・西山団地(豊田205番地23)
- ・昭和60年築(PC造2階建)3DK 1戸

入居資格

次の①～⑦すべてに該当する方

- ① 町内に居住しているまたは勤務地を有していること(3か月以上)
 - ② 持ち家(共有名義を含む)がなく、住宅に困窮していること
 - ③ 税・公共料金等を滞納していないこと
 - ④ 現に同居し、または同居しようとする親族がいること
- ※ただし、次のいずれかに該当する方は単身でも入居できます。
- ・生活保護を受けている方
 - ・60歳以上の方
 - ・身体障がい者でその障がいの程度が1級から4級までの方
 - ・精神障がい者でその障がいの程度が1級から

3級までの方

・知的障がい者でその障がいの程度が精神障がいの程度に相当する方

・DV被害者に該当する方

⑤ 1か月あたりの収入が定められた基準以下であること

⑥ 連帯保証人(2名)をたてられること

⑦ 申込者および同居親族が反社会的勢力に属さないこと

月額家賃

入居者の収入および住宅の諸条件により決定します。

入居可能予定日

7月中旬ごろ

今後の募集予定

令和6年度の町営住宅入居者募集について下記日程にて実施する予定です。

第2回 令和6年8月5日(月)～8月23日(金)

第3回 令和6年11月5日(火)～11月22日(金)

第4回 令和7年2月3日(月)～2月21日(金)

※入居者の入退去、住宅の状況等により募集団地の変更等が生じる場合があります。

あります。戸数・規格・家賃の詳細・最新の情報は、町のホームページをご覧ください。



◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎0748-52-6567